

〈2〉着地型観光の可能性に関する調査研究

市政研究センター 係長 斎藤 博

1 はじめに

東日本大震災の影響があったものの、平成23年3月19日、念願の北関東自動車道（以下「北関東道」という）が当初の予定どおり全線開通した。これにより、首都圏から放射状に伸びる関越道、東北道、常磐道と結ばれ、物流の効率化、商圏拡大による取引の増加、災害時の緊急輸送路の確保、観光誘客などさまざまな効果が期待されている。

本市が北関東道の整備効果を享受し、定住人口の減少が予測される中で活力ある都市を維持していくためには、観光誘客を柱とした交流人口の拡大が不可欠であると考える。

しかしながら、観光を取り巻く状況は、旅行者ニーズの多様化、インターネットの普及などを背景に変化しており、国においても、地域独自の魅力を活かした地域密着型の取組を促進している。

そこで、本研究では、まちづくりの視点から、近年、全国的に取組が始まりつつある着地型観光¹を事業化するための仕組みや周辺市町との連携の可能性を中心に考察する。

2 研究の進め方

本研究は、平成23年～24年度の2ヶ年で行うものとする。今年度は、本市の観光の現状を分析するとともに、着地型観光事業のあり方を検討する際の基礎資料とするため、旅行

業者に対するアンケートや先進都市の事例調査を行った。

平成24年度は、着地型観光の事業化方策や周辺市町との連携可能性など、本市にふさわしい事業のあり方を検討する予定である。

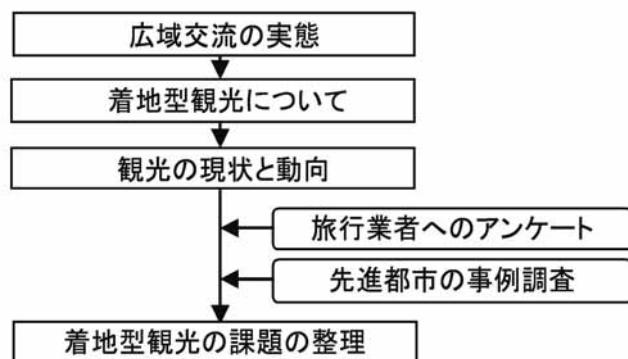


図1 平成23年度調査研究フロー

3 広域交流の実態

北関東道が全線開通し、茨城県、群馬県はもとより、長野県、新潟県などを含めた広範囲での移動時間は確実に短縮され、今後、広域的な交流・流動に対する期待は一層高まりつつある。そこで、この章では、人・物の交流・流動の現状を把握する。

(1) 旅客流動の実態

図2は、関東及び近県における人の動きをみたものであるが、1,000万人以上の流動は、新潟県を除く各都県間で行われており、とりわけ、東京都、千葉県、埼玉県を中心に人の動きが活発に行われている。また、栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県をつなぐ、近隣都県の人の動きが活発であるが、これは、鉄道及び高速道路の交通軸が充実しているためであると考えられる。本県は、埼玉県との結びつきが最も強く、5,300万人/年に達し、次いで、茨城県、群馬県と続いている。

¹ 観光の目的地に所在する旅行業者が観光資源を発掘、プログラム化し、旅行商品を企画、募集するもの

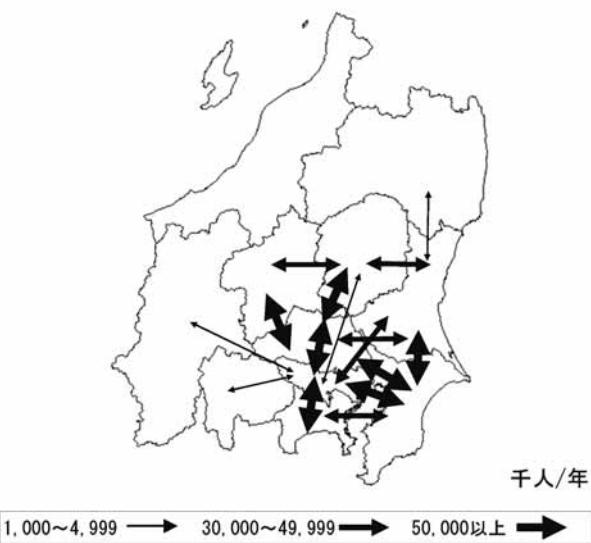


図2 都県間旅客流動の状況（1,000万人/年以上）

平成21年度貨物・旅客地域流動調査から作成

(2) 貨物流動の実態

図3は、本県を発着とした年間100万トン以上の貨物流動の状況を見たものであるが、本県から東京都、埼玉県への貨物輸送が最も多く年間1,000万トンとなっており、次いで、東京都から本県への年間580万トン、本県から茨城県への年間520万トンとなっている。福島県を除いて、いずれの都県からも流出超過となっている。

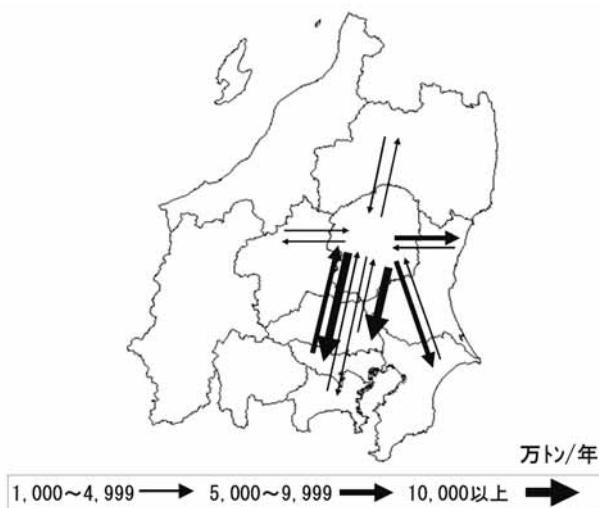


図3 本県発着貨物流動の状況（100万トン以上）

平成21年度貨物・旅客地域流動調査から作成

(3) 北関東自動車道の交通量の推移

北関東道の日平均断面交通量をみると、平成22年度は、平成19年度との比較で、1.8倍に増加しており、NEXCO東日本管内の高速自動車道のなかで最も交通量が増加した路線である。平成20年12月に真岡～桜川筑西間が開通し、太平洋側とつながったことに加え、ETC休日特別割引が平成21年3月から実施されたことが要因のひとつと考えられる。

また、バス・貨物等の大型自動車は、一般車両の増加に伴い、割合が低下しているが、北関東道の沿線には、製造業の立地や運輸業の物流拠点も多く、平成23年3月には、佐野・田沼ICと大田・桐生IC間が開通し、全線が開通したため、今後は、大型自動車の割合が増加するものと考える。

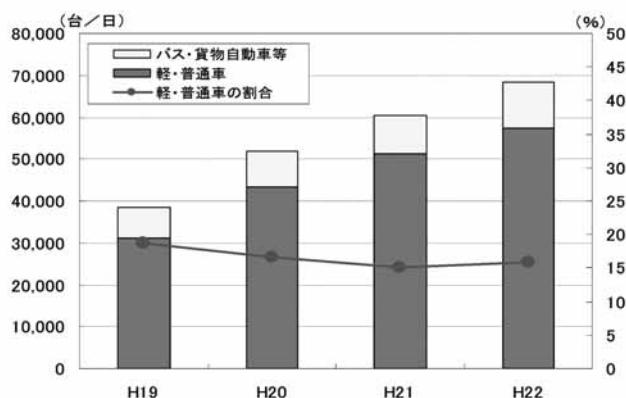


図4 日平均断面交通量の推移

NEXCO東日本資料から作成

4 着地型観光について

次に、着地型観光が求められるようになった背景、国の動向、着地型観光の概念について整理する。

(1) 着地型観光が求められる背景

1) リゾート開発の破綻

ゆとりある国民生活の実現、地域振興を目

的として、昭和62年6月に「総合保養地域整備法」（以下「リゾート法」という）が制定され、民間事業者の活用に重点を置いたリゾート施設整備が進められた。

リゾート法に基づく施設整備にあたっては、国及び地方公共団体による開発許可の弾力的な運用、税制上の支援、政府金融機関の融資の受けやすさなど、大手資本の開発予定企業や地方自治体にとって大きなメリットがあったため、全国で42の地域が名乗りを上げ、スキー場、ゴルフ場、リゾートホテルなど、全国で同じような大規模リゾート施設が一斉に建設されることとなった。

しかしながらバブル崩壊後は、リゾート施設の相次ぐ破綻を受け、平成16年2月に国は基本方針を変更し、都道府県に対しても政策評価を行った上で現行の基本構想の抜本的な見直しを求めた結果、12の基本構想が廃止になった。

本県においても、全国で5番目となる「日光・那須リゾートライン構想」を策定し、他地域と同様にスキー場、ゴルフ場、リゾートホテルなど大規模リゾート施設を建設し、破綻に追い込まれた施設もあるが、基本構想の廃止には至っていない。

このような、大手資本による画一的大規模投資・開発によるリゾート施設の破綻は、地域振興がその地域特性を活かし、地元が主導的に地域の魅力を作り上げていく必要があることを示唆するものとなった。

2) 旅行者ニーズの多様化・成熟化

従来の旅行スタイルは、旅行会社によって提供された受動的、見物的な団体のパッケージツアーが主流であったが、現在の旅行者は、団体行動を避け、「家族」、「友人・知人」、「家族と友人・知人」など、比較的少人数での行動が大部分を占めている。

また、インターネットの急速な普及により、旅行会社に足を運ばなくても、観光地からの情報を容易に入手することが可能になったため、旅行予約サイトの活用や宿泊のみ直接施設に予約し、自らが、地域の食、歴史・文化等の体験・交流などの旅行プランを立てるなど、主体的に行動するようになっている。

このように旅行者側の自由度が大きくなり、旅行の目的・ニーズが、「より明確に」、「より深く」と成熟化するなかで、着地型観光がますます重要になってくると思われる。



図5 国内旅行市場の構造

(財)日本交通公社「旅行者動向2010」から作成

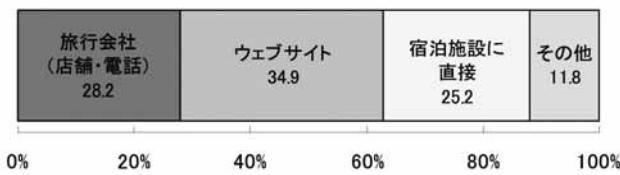


図6 旅行の申込方法

(財)日本交通公社「旅行者動向2010」から作成

(2) 国の観光政策に関する動向・支援

このような国内観光の経緯を踏まえ、国においては、観光立国の実現に向けて、観光立国推進基本法及び観光圈整備法を制定し、地域の伝統や食などの地域資源を掘り起こし、地域における創意工夫を生かした主体的な取組を促進している。

また、平成19年5月に、旅行業法の施行規則を改正し、地域の小規模な旅行会社（第3種旅行業者）には、認められていなかった「募集型企画旅行」を地元及び隣接する市町村で

あれば可能とするなど、着地型観光事業を後押ししている。

表1 旅行業法の登録制度の概要

種別	登録行政 庁	業務範囲			登録要件			
		企画旅行		手配旅行	當業 保証金	基準資産	旅行業務 取扱管理者の選任	
		募集型 海外	受注型 国内					
旅行業者	第1種 観光庁 長官	○	○	○	○	7000万円 (1400万円)	3000万円	必要
	第2種 都道府 県知事	×	○	○	○	1100万円 (220万円)	700万円	必要
	第3種 都道府 県知事	×	△	○	○	300万円 (60万円)	300万円	必要
旅行業者代理業	都道府 県知事	旅行業者から 委託された業務			不要	—	必要	

※△は「自らの営業所が所在する市町村および隣接する市町村」において可能

観光庁資料から作成

この旅行業法の施行規則の改正は、「平成の大合併」で全国の市町村数が減少し、自らの市町村のエリアが広がっただけでなく、隣接する市町村も合併することによって、実施可能な区域が何倍にも広がったため、より多くの効果が期待できる。

栃木県においても、旧今市市、旧日光市、旧藤原町、旧足尾町、旧栗山村の2市2町1村が合併したため、本市は全国有数の観光地である日光市と隣接することとなり、他の隣接市町と合わせると、「募集型企画旅行」の実施可能エリアは、県土の半分以上を占める。



図7 募集型企画旅行実施可能エリア

筆者作成

(3) 着地型観光とは²

1) 概念

これまでの観光形態は、旅行者が居住する発地の旅行業者が交通機関や宿泊先を含んだ旅行商品を企画から手配、販売を行い、旅行者が観光の目的地である「着地」を訪れて再び「発地」へ戻る工程を管理・運営してきた。

一方、着地型観光とは、観光の目的地側（民間の旅行会社、観光協会、まちづくり会社等）が観光資源を創出、プログラム化し、旅行商品を企画、募集するものである。

これまでの観光が「送客型ビジネス」であるのに対して、着地型観光は、観光地を拠点とした「集客型ビジネス」と言われている。

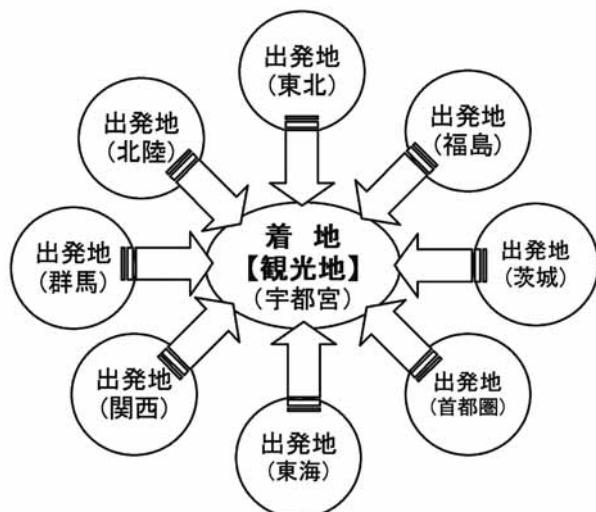


図8 着地型観光の概念図

筆者作成

2) 種類

このような着地型観光は、全国的に広がりつつあり、体験型（収穫、農業、伝統文化、自然、製作、農村宿泊、スポーツ）から、自然観察、食めぐり、歴史散策、まち歩きなどその内容も多岐に渡っている。

² 着地型観光に関する記述は、尾家建生・金井萬造『これでわかる！着地型観光 地域が主体のツーリズム』学芸出版社、2008年11月、8 - 9頁を引用